

下関市慣行追加制定（案）パブリックコメント実施結果

資料3

1．意見募集期間

平成26年9月8日（月）～10月7日（火）

2．意見応募状況

意見応募者数：1名

意見件数：1件

3．意見の要旨とこれに対する市の考え方

番号	意見の要旨	意見に対する市の考え方
1	<p>反対。</p> <p>1．慣行の趣旨等に馴染まない。 環境や歴史に関係のない観光目的で飼育された動物をシンボルと位置付けるのは、慣行制定の趣旨から逸脱している。また、他の自治体にもそうした例はない。</p> <p>2．既存の慣行を埋没させる。 既存の慣行は、7項目8種類で、他市町村と比較しても多く、既に個々を印象づけることが困難な数量。新しい慣行は、知名度の高い「フク」「クジラ」とは違った視点で選定すべき。</p> <p>3．より適切な事案が存在する。 豊北町の「壁島ウ飛来地」は、昭和9年に全国で初めて鵜飛来地・繁殖地として天然記念物に指定された。土井ヶ浜遺跡から出土した女性人骨が抱く骨が鵜であるとも言われている。 豊かな自然の証であり、古代へのロマンを象徴し、遠くから飛来して下関を繁殖の地を定めた壁島の鵜こそが、総合計画で掲げられた「自然」と「歴史」と「交流」の全てを具現化しており、下関市のシンボルとして相応しいと考える。</p>	<p>本格的な人口減少社会が到来する中、本市においても、人口減少への取組みは最重要課題であり、現在策定中の第2次下関市総合計画においても重点的に取り組むこととしています。</p> <p>そこで、市民が下関に愛着と誇りを感じ「住み続けたい」と思うまちづくりに活かすべく、本市と関わりがあり、歴史や環境に特別な知識がない方々にとっても知名度と人気が高いペンギンを「市の鳥」に制定し、地元愛のアップを図ることが、制定（案）の目的です。</p> <p>「市の鳥」の制定は、本パブリックコメントでのご意見、アンケート調査の結果、また学識経験者と公募委員で構成する下関市慣行策定委員会における議論など、幅広いご意見を伺いながら検討してまいります。</p>